

令和6年5月22日

厚生労働省社会・援護局
障害保健福祉部長 辺見 聡 様

社会福祉法人全国社会福祉協議会
全国身体障害者施設協議会
会長 白江 浩

令和7年度 障害保健福祉関係制度改善・予算要望

全国身体障害者施設協議会では、常時介護と医療的ケアを必要とする障害のある方々を中心に支援を行っている。近年ケアを支える人材確保の困難さが厳しさを増すなか、利用者の障害の進行や重度・重複化等に対応する質の高いケアの提供体制の確保・継続が、差し迫った課題となっている。

障害者支援施設が障害者の安全・安心な生活を保障するために、障害福祉施策にかかる関係制度改善および予算を以下のとおり要望する。

1. 【最重点要望】 質の高いサービスを持続するためにさらなる処遇改善の実施
2. 物価高騰に対する財政措置の継続
3. 職員の介護負担軽減と長く勤められる魅力ある職場環境の改善
4. 地域生活支援拠点等の新しい機能の検討
5. 年齢や地域に関係なく本人が望む生活に挑戦できる仕組みや環境の整備
6. 障害者支援施設利用者が在宅サービスを利用できる柔軟な対応
7. 共生型サービスの安定運営の実施
8. 基幹相談支援センター事業等の非課税と第2種社会福祉事業への位置づけ
9. 令和9年度障害福祉サービス等報酬改定への要望
 - (1) 夜間看護体制加算の確実な取得に向けた要件見直し
 - (2) 医療的ケア者の評価
 - (3) 共同生活援助（グループホーム）での重度の身体障害者の支援体制強化
 - (4) 食事提供体制加算の恒久化
 - (5) 生活介護事業等の支給決定日数と報酬の見直し
(土日も生命維持支援を必要とする人のために支給日数の上限の見直し)
 - (6) 送迎加算の要件の緩和等
 - (7) 介護ロボット・ICT等のテクノロジーの活用

1. 【最重点要望】 質の高いサービスを持続するためにさらなる処遇改善の実施

【要望】

令和6年度障害福祉サービス等報酬改定では処遇改善2年分（令和6年度2.5%、令和7年度2.0%のベースアップ）を見据えて加算率が引き上げられ、3年目の対応は令和8年度予算編成過程で検討するとされているが、**他産業との賃金格差が生じないよう年度ごとの検証を行い不足分を対応**していただきたい。他産業よりはるかに低い状態に長くおかれている状況を1日も早く改善し、誇りある仕事としてください。

【理由】

本会会員施設では、夜勤を始めとする変則勤務のできる人材を確保することが難しい状況が続いています。質の高いサービスの維持には、人材の確保、定着は必須であり、介護の仕事を選ぶ人を増やすためには政策による財源の後押しが必要です。

2. 物価高騰に対する財政措置の継続

【要望】

物価高騰に対する食材料費や光熱水費の負担軽減策が実態に応じた負担軽減となるよう、対応していただきたい。

【理由】

現在、「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」を活用した負担軽減策が実施されていますが、食材料費や高熱水費の値上げ、厨房等外注業務の委託費上昇は施設運営に大きな影響を及ぼすため、実態に応じた負担軽減策の継続が必要です。

3. 職員の介護負担軽減と長く勤められる魅力ある職場環境の改善

【要望】

各施設において、**介護ロボット・ICT・リフター等の導入により、職員の介護負担の軽減や、職場環境の改善が図られるよう、確実な財政支援**をお願いしたい。

【理由】

職員の人力による移乗介助は、腰痛の発症につながり、介護職員の離職の原因であるばかりではなく、利用者の身体拘縮とQOL低下の原因につながることで、諸外国の研究（オーストラリアのノーリフトポリシー運動）によって明らかにされています。

令和5年度補正予算案では、障害福祉分野におけるロボット等導入支援（7.3億円）が計上されたが、移乗介助等を支援する機器の購入が難しい予算規模であり、重度身体障害者施設での取り組みを推進するには厳しい状況です。

介護ロボット等の導入により職場環境を改善することは、施設利用者へのサービスの質の向上や、各施設における働き方改革につながり、ひいては、福祉人材の確保・定着・育成に繋がり、魅力ある分野としてのイメージアップにつながります。

4. 地域生活支援拠点等の新しい機能の検討

【要望】

地域生活支援拠点等の整備にあたり、5つの機能に加えて、地域生活を維持する上で必要不可欠な支援として「権利擁護の拠点機能」「災害時支援・防災対策機能」「居住機能」を検討していただきたい。

また、検討にあたって障害者支援施設が有する資源を活用するよう自治体へのはたらきかけをお願いしたい。

【理由】

地域生活支援拠点の機能の強化という観点から、緊急時の受入れ・対応の体制整備だけでなく、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくりの強化が重要です。

そのうえで、頻発する権利侵害に対応するためには、地域内での虐待相談、人権問題に関する啓発活動の役割を担えることが必要です。

また、災害時を想定した視点が弱いので、障害者等の避難誘導要支援者・災害時要配慮者の生命を守るための予防的な避難等、災害支援拠点として独自に避難所が開設できるような経費負担の仕組みが必要です。

さらに、自己実現を支援する居住の場となり、地域生活を支援する生活様式のひとつとなる必要があります。

5. 年齢や地域に関係なく本人が望む生活に挑戦できる仕組みや環境の整備

【要望】

障害者支援施設やグループホームの利用者が本人の望む生活を実現するために、一人暮らしに挑戦できる、うまくいかなかった時に希望する場所に帰って来られる仕組みや環境を整備してほしい。その際、障害者支援施設が有する資源の活用、居住環境の改善や人材の確保・定着の支援も検討していただきたい。

【理由】

障害者の権利に関する委員会の総括所見では、「障害者が自分の生活について選択及び管理することを可能にすること」と要請しています。

環境整備では、積雪地域の送迎が夏場に比べて、到着時刻の大幅な遅延が発生するとともに、屋外での介助手順や介助量も増加するので、送迎業務により多くの時間を要している実態への配慮（積雪地域における冬季の送迎に関する加算評価）も必要です。

障害者支援施設は、専門的なスキルをもつ職員がいて、設備も整っているため、緊急時に対応したり、地域に施設があることによる安心感を与えることができます。

また、障害者支援施設での生活を希望される方も一定数います。利用者の居住環境を改善するためには居室の個室化や感染症対策を進めるための補助の継続、職員による支援の質の向上には人材確保・定着の支援の継続が重要です。

6. 障害者支援施設利用者が在宅サービスを利用できる柔軟な対応

【要望】

施設が単独ですべての機能を有しなくとも、地域資源との連携によって利用者のニーズに対応できるよう、地域移行への道をつくるためにも、**施設において訪問診療や訪問看護、居宅介護を利用できるようより一層柔軟な対応**が図れる仕組みを検討していただきたい。

【理由】

在宅で生活される方が施設入所を希望された場合、これまで利用していた担当医師の訪問診療や居宅介護等のサービスが利用できなくなります。「どこで誰と住むか」の選択権の維持に向け、地域生活と施設生活を分断しない制度が必要です。

また、嘱託医以外の医師も含めた往診やオンライン診療の依頼が可能な制度が必要です。

7. 共生型サービスの安定運営の実施

【要望】

共生型サービスの利用実態と課題を迅速かつ適切に把握し、障害福祉サービス事業所が安定的な事業運営が行えるよう、対応していただきたい。

【理由】

本会会員施設においても、各自治体と協働し、地域ニーズや高齢障害者の利用ニーズに応え、共生型通所介護等の共生型サービスを実施している事業所があります。

しかしながら、実施している事業所において、減額される報酬体系とともに障害支援区分と要介護認定の認定基準の違いが発生し、利用者の年齢に関わらず、障害福祉サービスと同様のサービスを行っていても、報酬が大幅に減額となっています。このような事態が解消されない場合、共生型サービスを継続することが、困難な状況となります。

8. 基幹相談支援センター事業等の非課税と第2種社会福祉事業への位置づけ

【要望】

基幹相談支援センター事業等、地域生活支援事業により実施される相談支援を非課税とし、第2種社会福祉事業に位置づけることを検討いただきたい。

【理由】

地域の相談支援の拠点である基幹相談支援センター事業等を第2種社会福祉事業に位置づけることは、福祉の発展、サービスの向上につながります。

また、指定特定相談支援事業、指定一般相談支援事業は第2種社会福祉事業に位置づけられています。

9. 令和9年度障害福祉サービス等報酬改定への要望

(1) 夜間看護体制加算の確実な取得に向けた要件見直し

【要望】

医療的なケアを必要とする利用者が安心・安全に夜間を過ごすことができるよう、**夜間看護職員体制加算の単価の引き上げ**をお願いしたい。

【理由】

本会会員施設では、医療的ケアを必要とする多くの利用者が24時間365日生活しており、すべての時間帯において看護職員の配置が必要不可欠な状況です。

夜間の時間帯に毎日、看護職員を配置することは容易ではなく、日中配置人数に加えて相当数の看護職員を確保することが必要です。本会が毎年実施している会員施設への調査によると、特に、会員の半数以上を占める定員60人未満の施設での取得率は6.1%と、定員60人以上の施設の20.4%と比べて一段と低く、現行の報酬単価では実現が難しい状況です。

(2) 医療的ケア者の評価

【要望】

障害児通所支援では、新たな判定スコアを用いて医療的ケア児を直接評価する基本報酬が令和3年度障害福祉サービス等報酬改定で新設された。**医療的ケア者についても、同様に評価する基本報酬を創設**いただきたい。

【理由】

現在、施設入所支援と入所・通所の生活介護事業所において、多数の医療的ケア者を受け入れている実態があります。

加えて、医療的ケア児が成人年齢を迎える際の生活介護での受け入れは急務であり、ニーズが高いです。児童と成人（者）の事業の整合性を図る必要があります。

(3) 共同生活援助（グループホーム）での重度の身体障害者の支援体制強化

【要望】

重度の身体障害者・重複障害者の地域移行が進むよう、次期報酬改定においては、個人単位でのホームヘルプ利用を恒久的な制度として見直していただきたい。

【理由】

令和6年度報酬改定では、個人単位でのホームヘルプ利用に関する経過措置が令和8年度まで延長となりました。しかし重度の身体障害者が地域で、生命維持に不安なく、自分らしい生活を実現するためには、共同生活援助における個人単位でのホームヘルプ利用は重要な制度です。

(4) 食事提供体制加算の恒久化

【要望】

利用者負担の軽減の観点から、経過措置の延長ではなく恒久化していただきたい。

【理由】

在宅の障害者にとって、日中系サービスを利用する時の食事が地域生活を支えている実態があります。

また、物価や人件費の高騰に対応する単価の見直しも必要です。

(5) 生活介護事業等の支給決定日数と報酬の見直し（土日も生命維持支援を必要とする人のために支給日数の上限の見直し）

【要望】

生活介護事業所であっても、実際の利用者の状態像が「療養介護事業」の対象となる場合などは、柔軟に支給決定日数を「最大1ヵ月の日数」とし、必要な体制を確保できるようにしていただきたい。

あわせて、障害者支援施設が行う生活介護事業の土日の開所にかかる費用については、昨今の利用者の状態や施設実態に見合った報酬単価であるかを検証いただきたい。

【理由】

障害者支援施設の日中活動は「原則の日数」（月マイナス8日）が支給決定の上限とされているが、土日等を問わず生命に関わる支援を必要とする利用者がいます。特に人工呼吸器使用者や常時喀痰吸引が必要な利用者などは、一時たりとも支援が欠かせません。

(6) 送迎加算の要件の緩和等

【要望】

実際に発生している重度の身体障害者の送迎にかかる費用（人件費、車両改造費、維持・管理費）を踏まえ、現行の「障害支援区分5、6等の重度の障害者が6割以上いる場合」という重度の身体障害者の送迎にかかる加算の要件緩和を検討いただきたい。

【理由】

車いす利用の障害者の送迎には、ストレッチャー利用者、喀痰吸引が必要な利用者、電動車いす・車いす利用者など個々の状態に応じた個別的なケアが必要である一方、車1台で送迎できる利用者数に限りがあり、同時刻に複数の送迎車により対応している実態があります。

また、積雪地域の送迎では夏場に比べて、到着時刻の大幅な遅延が発生するとともに、屋外での介助手順や介助量も増加するので、送迎業務により多くの時間を要します。

(7) 介護ロボット・ICT等のテクノロジーの活用

【要望】

「利用者の安全及びケアの質の確保、職員の負担を軽減するための対策を検討する委員会」の開催や必要な安全対策を講じた上で、「業務の効率化、質の向上、職員の負担の軽減に資する機器等」を導入し、生産性向上ガイドラインに基づいた業務改善を継続的に行うことについての加算を検討いただきたい。（介護保険：生産性向上推進体制加算）

【理由】

令和6年度報酬改定において、見守り支援機器を導入したうえで入所者の支援を行っている障害者支援施設について、夜勤職員配置体制加算の要件を緩和することとなりましたが、業務内容を見直し、サービスの安全や質の確保および職員の負担軽減につなげる必要があります。